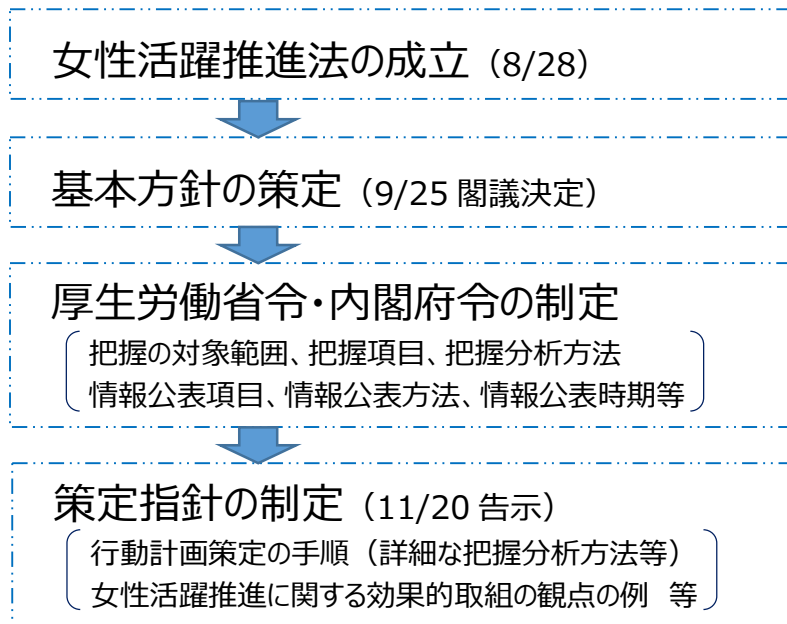


# 女性活躍推進法の施行スケジュール

(これまでの取組)



## 【参考】広報・周知の実績

- 地方紙に新聞記事下  
広告を掲載
- BSミニ番組「霞が関から  
お知らせします」で周知
- ラジオ番組「なるほど！  
ニッポン放送局」で周知
- 企業向けの説明会や  
相談会を全国各地で開催
- 自治体向け全国説明会、  
全国6ブロックでの説明会  
を開催

(今後の予定)

## 各事業主における取組【平成28年3月末まで】

○女性の活躍状況を把握、改善すべき事情を分析

- 〔【参考】状況把握する事項  
①女性採用割合、②継続勤務年数男女差  
③労働時間の状況、④女性管理職割合 等〕

○上記の把握分析を踏まえ、数値目標や取組内容等を  
内容とする「事業主行動計画」を策定・公表

(※)事業主の範囲

- (ア)国の機関(各府省庁等、国会の機関・裁判所等)  
(イ)地方公共団体の機関(首長部局、議会事務局等)  
(ウ)民間企業  
(エ)その他(病院、学校、大学、独法、公益法人等)

[注：(ウ)(エ)で義務付け対象の事業主数は、合計で約15,000]

## 政府の取組(予定)

- 企業向けの説明会や  
相談会を全国各地で開催
- 企業が情報公表項目等を  
公開できるデータベースを  
整備し、企業情報を一元化
- 企業の行動計画策定のため  
の支援ツールの作成
- 中小企業事業主等への  
助成金の支給
- シンポジウムで法を取り上げ  
企業経営者等に訴求
- 自治体向け全国説明会、  
各ブロックでの説明会を開催
- 中小規模自治体向けの  
計画策定マニュアル作成 等

## 平成28年3月31日：事業主行動計画(※)策定期限

(※)各事業主が作る「女性活躍のための計画」。301人以上の民間事業主、国・地方公共団体に作成義務付け。

## 以降：行動計画のフォローアップ、情報の公表等